

マネー・ローンダリング罪 捜査のすべて〔第3版〕

元最高検察庁検事 城祐一郎 著 ■ A5判 ■ 並製 ■ 560頁

定価 3,960 円 (本体3,600 円+税10%)

ISBN978-4-8037-4292-3 C3032

本書のポイント

マネー・ローンダリング罪の捜査実務・運用上の問題点の全てを解明！

マネー・ローンダリング罪の理論的裏付けと多角的捜査手法を分かりやすく明示するとともに、多数の判例・犯罪事実記載例を掲載した、刑事・組織犯罪捜査官必携の一冊。

組織的犯罪処罰法や犯罪収益移転防止法等の改正に対応！

組織的犯罪処罰法や犯罪収益移転防止法等の近時の改正に対応するとともに、最新のマネー・ローンダリング事案、国際捜査への対応等についても触れるなど、さらに内容充実。

暗号資産をクローズアップ！

暗号資産によるマネー・ローンダリングやその対策にも対応！ 暗号資産の概要及び法的性質から著名な事件や捜査手法等まで、今回新たに独立した編を設けて多角的に検討。

(※第2版までに含めていた特殊詐欺についての記述は、今回の改訂では削除しています。)

内容見本

第4章 暗号資産をめぐる マネー・ローンダリング事件

第1 コインチェック事件における刑事上の問題点

1 コインチェック事件において懸念された捜査上の問題点
前述したコインチェック事件では、流出先の韓国1社は判明したが、各国の本人確認規制が日本とは異なるため、結局、捜査当局はウェブでネムとBTC^①等が交換・換金されてしまい、結局、捜査当局は本人確認に苦労した。流出先1社の所有者の把握については各国の本人確認に任せざるを得ないが、流出したネムと知りつつウェブで交換・換金した者一部は判明しており、捜査を刑事訴訟できないか? ①②と疑問も呈されていた。
たしかにネムには当たらないため、前述したように、商品等送付済は成立しないが、コインチェック社のパソコンに不正に侵入している可能性があるので、不正アクセス禁止法に違反している可能性がある。しかしながら、同法3条では、

いようにと警告するための印(本件では「暗号資産を盗む」と呼ばれている)が付けられていたところ、被告人は、この印を認識した上で、それを押すための行為に及んでいたことなども認定され、被告人がコインチェック社に対する犯行によって流出したNEMであると認識しながら取受したことは明らかであると判断されたものである。

第2 ソニー生命保険事件における刑事上の問題点

本件は、ソニー生命保険(株)の社員である被告人が、同社の子会社の清算業務に関して、多額の資金を不正に盗み取ったことにより起訴された事件である。被告人は、詐欺罪及び犯罪収益等隠蔽罪により起訴され、令和4年11月18日東京地裁判決(公開物未転載)により、懲役9年の実刑判決が言い渡された。

(1) 本件判決において認定された事実となるべき事実の概要

被告人は、
① ソニー生命保険株式会社の子会社として、同社の子会社であるSA Reinsurance Ltd. (以下「SA社」という。)の清算業務に従事していたものであるが、SA社による不正な業務上の資金移動を偽り、Citibank, N. A. (以下「シティバンク」という。)に開設されたSA社名義口座に保管中の現金を不正に現金させて現金をだまし取ろうとせよ、Coinbase, Inc. (以下「コインベース」という。)が扱う暗号資産交換所「Coinbase」にSA社名義の利用者アカウントを不正に開設した。真実は、SA社の代表者である元前職SA社名義口座からSilvergate Bankに開設されたCoinbase利用者アカウントへの入金用指定口座であるコインベース社名義口座への資金移動を承認した事実はないのに、同人が承認した正当な業務上の資金移動であるかのように偽り、令和3年5月19日、東京都品川区内の被告人方において、インターネット回線に接続された電子機器を使用して、シティバンクが運営する暗号資産システムは、同システム上の被告人個人アカウントで接続して前述シティバンクに開設されたSA社名義口座から前述Silvergate Bankに開設されたコインベース社名義口座への1

第5章 暗号資産を用いた マネー・ローンダリングに対する 捜査手法の検討

組織的犯罪処罰法10を1項追加のマネー・ローンダリング行為として処罰されている事例を念頭において、同法の趣旨が、暗号資産による「犯罪収益の取得につき事実を偽装」するためになされた場合、どのように捉えらるべきか。

以下、暗号資産に関する行政機関におけるマネー・ローンダリング対策、暗号資産の犯罪捜査におけるマネー・ローンダリング対策、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

第1 口座開設段階におけるマネー・ローンダリング対策

他人名義でウェブウォレットを開設したケースの疑解
まず、暗号資産の取引をするためには、銀行預金であれば口座に相当する「ウォレット」というものが必要である。ただ、これ自体は、真実したものであるが、実際に暗号資産交換所等にダウンロードするだけで入手可能となるなど、実際に暗号資産交換所において、法定通貨で暗号資産ウォレットが必要である。このようにものをウェブウォレット(一部)などと呼称することがあるが、利用者は、事業者の提示する情報は必ずしも

用語索引、判例索引付き!

用語索引	判例索引
【あ】	
相手国の承認	昭和23年6月30日最高裁判決(刑集2巻7号777頁)
新しい「40の暗号」	昭和24年5月25日最高裁判決(刑集3巻6号878頁)
アダルトサイト	昭和30年12月8日最高裁決定(刑集9巻13号260頁)
アニメ名	昭和33年3月5日最高裁判決(刑集12巻3号384頁)
	昭和33年3月13日最高裁判決(刑集12巻3号527頁)
違法利息の受領	428
医薬品	437
医薬品の無許可販売	440
イラン	440
インターネット上のコミュニティ	438
インターネットオークション	210
インターネット詐欺	2
インターネットオークション	15, 242, 254, 427

マネー・ローンダリング罪 捜査のすべて〔第3版〕

※第2版までに含めていた特殊詐欺についての記述は、今回の改訂では削除しています。

目次 (抜粋)

第1編 マネー・ローンダリング総論

- 第1章 マネー・ローンダリングとは
- 第2章 マネー・ローンダリング罪の発生由来
- 第3章 マネー・ローンダリング罪の誕生
- 第4章 国際社会及び我が国におけるマネー・ローンダリング規制の発展の経緯
 - 第1 国際協力が求められる理由
 - 第2 麻薬新条約の成立/麻薬特例法の制定
 - 第3 FATFの設立
 - 第4 FATFによる「40の勧告」
 - 第5 組織的犯罪処罰法の成立
 - 第6 国際組織犯罪防止条約の成立
 - 第7 米国同時多発テロ直後のFATFの活動状況/テロ資金供与処罰法、本人確認法の制定
 - 第8 その後のFATFの活動状況/犯罪収益移転防止法の制定
 - 第9 FATFによる第3次対日相互審査/マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会
 - 第10 犯罪収益移転防止法の改正
 - 第11 日本の迅速な対応を促すFATF声明及びそれに対応するための法改正
 - 第12 近時のFATFの活動としての新しい勧告
 - 第13 組織的犯罪処罰法の改正
 - 第14 FATFによる第4次対日相互審査
 - 第15 第4次対日相互審査を受けてなされた法改正
 - 第16 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の改正
 - 第17 暗号資産への対応強化のための法改正

第2編 予防段階

銀行等の金融機関における預貯金口座開設等をめぐる諸問題

- 第1章 はじめに
- 第2章 口座開設時の諸問題
 - 第1 口座開設をめぐる詐欺罪(その1)
 - 第2 口座開設の際の確認事項に関する不実告知罪(犯罪収益移転防止法27条)
- 第3章 口座開設後の預貯金通帳の取扱いや預金の引出しをめぐる諸問題
 - 第1 預貯金通帳等の不正譲渡・譲受罪(犯罪収益移転防止法28条、29条)
 - 第2 他人名義の口座からの現金の引出しに関する犯罪の成否
 - 第3 自己名義の口座からの現金の引出しに関する犯罪の成否

第3編 摘発段階

疑わしい取引の届出及び預貯金口座凍結

- 第1章 疑わしい取引の届出に関する法的規制
 - 第1 疑わしい取引の届出制度とは
 - 第2 「疑わしい取引」とはどのようなものを指すか
 - 第3 疑わしい取引の届出制度の発展
 - 第4 疑わしい取引の届出の活用
 - 第5 疑わしい取引の届出に関する罰則
- 第2章 預貯金口座凍結に関する法的規制
 - 第1 預貯金口座凍結に関する制度の趣旨等
 - 第2 預貯金口座凍結に関する制度の手続等

第4編 処罰段階(1)

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による刑事処分

- 第1章 我が国のマネー・ローンダリング罪に関する法体系
- 第2章 「犯罪収益」及び「薬物犯罪収益」等に関する各概念
 - 第1 犯罪収益とは(組織的犯罪処罰法2条2項)
 - 第2 薬物犯罪収益とは(麻薬特例法2条3項)
 - 第3 「薬物犯罪収益に由来する財産」と薬物犯罪収益「等」とは
 - 第4 不法収益等とは
 - 第5 薬物不法収益等とは
- 第3章 不法収益等による事業経営支配罪(組織的犯罪処罰法9条)
 - 第1 総説
 - 第2 構成要件の検討
 - 第3 組織的犯罪処罰法9条が適用された事案について
- 第4章 犯罪収益等仮装・隠匿の罪(組織的犯罪処罰法10条)、薬物犯罪収益等仮装・隠匿の罪(麻薬特例法6条)
 - 第1 総説
 - 第2 組織的犯罪処罰法10条1項において禁止されている行為について
 - 第3 「犯罪収益等」について求められる立証の程度
 - 第4 犯罪収益等取得事実仮装罪の適用事案
 - 第5 薬物犯罪収益等取得事実仮装罪の適用事案
 - 第6 犯罪収益等処分事実仮装罪の適用事案
 - 第7 薬物犯罪収益等の処分につき事実を仮装した事案
 - 第8 犯罪収益等隠匿罪の適用事案
 - 第9 薬物犯罪収益等隠匿罪の適用事案
 - 第10 犯罪収益等の発生の原因につき事実を仮装した事案
 - 第11 幫助犯の適用事案
 - 第12 予備罪の適用事案
- 第5章 犯罪収益等を收受する罪(犯罪収益等收受罪、組織的犯罪処罰法11条)、薬物犯罪収益等を收受する罪(薬物犯罪等收受罪、麻薬特例法7条)
 - 第1 総説
 - 第2 組織的犯罪処罰法11条及び麻薬特例法7条において禁止している行為について
 - 第3 犯罪収益等を收受する罪の適用事案
 - 第4 薬物犯罪収益等を收受する罪の適用事案
- 第6章 暴力団山口組系五菱会幹部らによる大規模マネー・ローンダリング事件
 - 第1 はじめに
 - 第2 犯行に至る経緯
 - 第3 被告人梶山及び同高木に対する各判決内容並びに認定された罪となるべき事実の要旨
 - 第4 本件における事実認定上、法解釈上の問題点
 - 第5 上記組織的犯罪処罰法違反(「割引金融債の償還と入金」)及び「運用益等の海外口座への送金」における共犯者の認識に関する事実認定上の問題点
 - 第6 判決要旨及び事実認定上の問題点

第5編 処罰段階(2)

暗号資産によるマネー・ローンダリング及びその対策

- 第1章 序論
- 第2章 暗号資産の概要
 - 第1 暗号資産の一般的な構造
 - 第2 匿名性の高い暗号資産の問題点
 - 第3 ステーブルコイン(Stablecoin)の登場
 - 第4 暗号資産を取り巻く世界情勢

第5 暗号資産に対する我が国の対応

- 第3章 暗号資産の法的性質等
 - 第1 暗号資産の定義
 - 第2 暗号資産の所有権性
 - 第3 ステーブルコインの法的性質等
 - 第4 暗号資産交換業者等の法的位置付け
- 第4章 暗号資産をめぐるマネー・ローンダリング事件
 - 第1 コインチェック事件における刑事法上の問題点
 - 第2 ソニー生命保険事件における刑事法上の問題点
 - 第3 令和4年9月1日名古屋地裁判決(公判物未搭載)における刑事法上の問題点
- 第5章 暗号資産を用いたマネー・ローンダリングに対する捜査手法の検討
 - 第1 口座開設段階におけるマネー・ローンダリング対策
 - 第2 流通段階におけるマネー・ローンダリング対策
 - 第3 入金段階におけるマネー・ローンダリング対策

第6編 処罰段階(3)

脱税が前提犯罪となったことの問題点及び対策

- 第1章 各税法における通脱犯規定の状況
 - 第1 序論
 - 第2 脱税における犯罪収益をどのように認識するかの問題
- 第2章 脱税における犯罪収益をどのように認識するかの対応策
 - 第1 考えられる対応策
 - 第2 脱税がらみの組織的犯罪処罰法違反事例(平成30年5月11日千葉地裁判決・公判物未搭載)の紹介

第7編 犯罪人引渡し及び国際的な捜査協力等に関する基本的な問題点

- 第1章 犯罪人引渡し及び国際的な捜査協力等に関する基本的な問題点
 - 第1 序論
 - 第2 犯罪人引渡し及び国際刑事共助を検討する上での設例
 - 第3 犯罪人引渡し
 - 第4 国際刑事共助
- 第2章 サイバー犯罪に関する条約をめぐる国際捜査に関する問題点
 - 第1 序論
 - 第2 サイバー犯罪条約におけるサーバのデータ取得に関する規定
 - 第3 コンピュータ・サーバが海外にある場合における我が国の捜索差押許可状の効力並びに有効性

第8編 収益剥奪段階 没収・追徴

- 第1章 我が国における没収・追徴制度
 - 第1 刑法における没収・追徴
 - 第2 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法における没収・追徴
 - 第3 犯罪被害財産
 - 第4 被害回復給付金支給制度
- 第2章 諸外国における没収・追徴制度
 - 第1 米国における没収・追徴制度
 - 第2 韓国における没収・追徴制度
- 第3章 没収保全・追徴保全手続
 - 第1 没収保全・追徴保全手続の歴史的経緯
 - 第2 没収保全の意義、要件及び効果
 - 第3 追徴保全の意義、要件及び効果
 - 第4 没収保全・追徴保全の手続
 - 第5 起訴前の没収保全がなされた件数

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* マネー・ローンダリング罪
—捜査のすべて—〔第3版〕

合計部

ご所属名	庁	道府県
	(署・隊・課)	

ご担当者名 (TEL:)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

係名	氏名

係名	氏名

利用目的 当社は本申し込みにより収集した個人情報について、商品発送やサービス実施のご案内、お問合せへの回答に利用いたします。【第三者提供】当社は法令に基づく場合、本人の同意がある場合を除いて個人データを第三者へ提供することはいたしません。【開示請求】ご本人確認の上で、開示・訂正・削除・利用停止の対応をいたします。詳細については、当社窓口よりご連絡ください(https://tachibanashobo.co.jp/help/privacy)。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp